

## 統計資料から見る相続対策の現状 ～生命保険金等や債務等に係る統計～ その6

今回は、国税庁の統計資料から、相続財産のうち、生命保険金等や退職手当金等及び債務や葬式費用の額などを紹介・分析して解説します。

### 1. 相続財産種類別内訳（課税状況）

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	被相続人の数 (人)	取得財産価額 (単位：百万円)	被相続人の数 (人)	取得財産価額 (単位：百万円)	被相続人の数 (人)	取得財産価額 (単位：百万円)	被相続人の数 (人)	取得財産価額 (単位：百万円)
生命保険金等	26,315	581,698	28,047	582,256	30,903	632,978	33,585	678,750
退職手当金等	4,828	160,637	4,716	163,386	4,962	184,162	5,058	193,545
債務	88,821	1,167,322	91,989	1,189,250	97,936	1,230,398	103,165	1,213,585
葬式費用	100,739	211,094	103,492	211,665	109,280	217,672	113,785	222,361
課税価格	103,043	14,571,365	105,880	14,802,087	111,728	15,599,946	116,341	16,263,978
相続人の数	271,615	—	276,668	—	289,258	—	298,896	—

### 2. 被相続人1人当たりの金額等

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
生命保険金等	2,210万円	2,076万円	2,048万円	2,021万円
退職手当金等	3,327万円	3,464万円	3,711万円	3,826万円
債務	1,314万円	1,292万円	1,256万円	1,176万円
葬式費用	209万円	204万円	199万円	195万円
課税価格	14,141万円	13,980万円	13,927万円	13,980万円
相続人の数	2.64人	2.61人	2.59人	2.57人

### 3. 平成30年の統計資料から分かること

(1) **生命保険金等**・・・生命保険金等の申告件数は33,585件、その割合は33,585人÷116,341人≒28.9%、1件当たりの金額は2,021万円（非課税金額控除後の金額と思われます）となります。その場合、死亡保険金の総額は、相続人の数が法定相続人の数と同一と仮定して計算すると、2,021万円×500万円×2.57人（相続人の数）=3,306万円となります。

(2) **退職手当金等**・・・退職手当金等の申告件数は5,058件、その割合は5,058人÷116,341人≒4.3%、1件当たりの金額は3,826万円（非課税金額控除後の金額と思われます）となります。その場合、退職手当金等の総額は、相続人の数が法定相続人の数と同一と仮定して計算すると、3,826万円×500万円×2.57人（相続人の数）=5,111万円となります。

(3) **債務**・・・債務を控除して相続税の申告をした割合は、103,165人÷116,341人≒88.7%となっています。一方、債務なしの件数は116,341人－103,165人=13,186件もあります。固定資産税やその他の租税、病院代の未払いなどがあると思われますので、債務がゼロの相続税の申告は実務では考えられません。

(4) **葬式費用**・・・葬式費用（お通夜と本葬の費用）の金額は減少傾向にあり、1件当たりの金額は195万円となっています。「くらしの友」のホームページによると全国平均の葬儀費用の総額は195.7万円となっていて、ほぼ相続税の申告と同様の結果となっています。「家族葬」など簡素な葬儀が行われる傾向が数値に表れていると思われます。葬儀費用を控除した相続税の申告割合は、113,785人÷116,341人≒97.8%で、葬式費用を控除していない件数は116,341人－113,785人=2,556件で、社葬などにより相続人の負担がないものが大半を占めていると思われます。

(5) **課税価格**・・・1件当たりの課税価格13,980万円を相続人の数で除すと、相続人1人当たりが相続する金額は、約544万円となります。

(6) **相続人の数**・・・相続人の数は、年々微減の傾向にあります。なお、相続税の申告では、法定相続人が「0人」の数は608件、「1人」の数は18,187件となっています。  
 （文責：山本和義）